

八女市立矢部清流学園「学校いじめ防止基本方針」

八女市立矢部清流学園

1 いじめ防止等対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法)

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、また他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめに対する考え)

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。

「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つ。

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という強い信念を持つ。

全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

*いじめ情報を共有しないことは法の規定に違反し得ることを意識する。

2 いじめ防止等対策の基本施策

(1) いじめの防止のための取組

① いじめが起らない、いじめを許さない集団の育成に向けて

ア 「いじめは、いじめる側の問題である」という共通理解を図り、いじめや卑怯なふるまいをしない見過ごさない事を掲げ、組織的に取り組む。

イ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係調整能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

② 命の大切さ・相手を思いやる心の育成

ア 全教育活動を通じた、発達支持的生徒指導や課題未然防止教育等の積極的な生徒指導（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定、安全・安心な風土）の展開。

イ 道徳の時間や学級活動等の時間の充実（生命尊重や思いやりの心等）。

ウ 人権作文発表や人権標語への応募。（矢部地区青少年育成会、人権擁護委員会、PTA）

エ 児童生徒の主体的な活動を尊重し、自己存在感を感じることができるような児童生徒会活動（清流会活動）の活性化。

③ インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 児童生徒に対して

専門的知識や技能を有する講師を招聘した講演会等を実施する。

イ 保護者に対して

保護者会等（PTA研修会）に専門家を招聘し啓発のための講演会を実施する。

(2) 早期発見・いじめ事案への対処のあり方

① いじめ調査等

- ア 関係・環境づくり部会で「いじめ」に関する項目を掲げ、情報を共有する。
- イ いじめの早期発見のため、在籍する児童生徒全員に対して定期的な調査を次の通り実施する。
 - ・無記名アンケートの実施・年3回（6、12、2月）
 - ・生活・いじめ防止アンケート・・・・・・・・・・毎月実施 ※6、12、2月は無記名で実施
 - ＊児童生徒在学中は、アンケートを校長室、耐火金庫に保存・保管する。
 - ・教育相談を通した聞き取り調査
 - 【全学年】 担任による定期教育相談 → （5、10月）
 - 【後期課程】 三者面談（担任、保護者、生徒） → （7、12月〈9年〉、2月〈7・8年〉）
 - SCによる教育相談 → （5月～【善学科】）
- ウ 福岡県PTA連合会作成の「保護者用いじめチェックリスト」を使いたいじめの早期発見 → （6、10月）

② いじめ事案への対処のあり方

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ防止対策委員会」（後述）に報告し、速やかに事実の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援といじめを行った児童生徒への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとり、もしくは被害児童生徒を別室等において一定期間、学習を行わせる等の措置を講ずる。
- エ いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないよう、関係保護者と当該事案に係る情報の共有を図るために必要な措置を取る。
- オ いじめ発生と判断した場合は、その経過を速やかに教育委員会に報告する。
- カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- キ 事案の経過等については記録し、在学中は保存・保管する。

(3) 教育相談体制、生徒指導体制の構築

① いじめ相談体制

- ・児童生徒や保護者がいじめに係る相談ができる相談体制の整備
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の紹介（チャイルドライン）
- ・相談ポストの活用

② いじめ防止等の対策に従事する人材の確保

いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関わる職員の資質向上を図る。

③ 「いじめ防止対策委員会」の設置

日常的な活動を含めて、発生時、事案に対していじめに該当するか否かを組織的に判断するなど、対処する機関として設置

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、前期課程生徒指導担当、スクールカウンセラー

(活 動)

- (1) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (2) いじめの防止に関すること
- (3) いじめ事案に対する対応に関すること
- (4) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒理解を深めること
- (5) いじめ解消の有無の判断

(開 催)

月1回を定例会とし、いじめ事案が発生したときは臨時開催とする。

(4) 保護者、地域への情報発信と連携体制

保護者に対して、以下の広報啓発活動を行う。

- ・「学校いじめ防止基本方針」を入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、地域へ説明する。
- ・福岡県PTA連合会作成の「保護者用いじめチェックリスト」を年2回実施する。
- ・保護者会等（PTA研修会）に専門家を招聘し啓発のための講演会を実施する。
- ・矢部清流学園のHPに「学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者に理解と協力を求める。
- ・学年保護者懇談会でいじめに関する保護者啓発を行う。
- ・いじめ事案が発生した場合は、定例のPTA役員会において、いじめに関する報告を行い、協力を求める。また、その後とるべき対応について相談する。

(5) 校内研修の充実

- ・いじめに関する校内研修を実施し、全職員でいじめ防止、発生時の措置を行う。
- ・スクールカウンセラーを活用した児童生徒理解の研修会を行う。・・・年1回（7月）

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒または保護者から重大事態に陥ったとの申し立てがあった場合には、次の対処をする。

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告し、八女警察署に相談する。
- (2) 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした児童生徒の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

4 評 価

PDCAサイクルの考え方に従って、次の要領で評価を行い、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証し、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- (1) 年2回（7月、12月）、年間計画に沿って「取組評価アンケート」を実施する。
- (2) 分析結果をもとに、全体での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について見直し、組織的・協働的に対処できるようにする。
- (3) いじめに関する項目（個人面談、研修の実施）を学校評価に明記し、全教職員で確認して毎年更新する。